

古賀市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例 抜粋

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域内においては、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物を建築してはならない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第8条 市長が当該区域における合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上必要と認めて許可した建築物については、第4条の規定は適用しない。

2 前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ市長に申請しなければならない。

3 市長は、特例許可をする場合においては、あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、古賀市都市計画審議会条例（昭和44年条例第24号）第2条に規定する古賀市都市計画審議会の意見を聴かななければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転について許可をする場合で、次に掲げる要件の全てに該当するものについては、この限りでない。

(1)～(3) 略

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに公告しなければならない。

5 市長は、特例許可をする場合においては、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

別表第1(第4条関係)

特定用途制限 地域の種別	建築してはならない建築物
田園居住地区	(5) 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの(農林業関係の施設のうち規則で定めるものを除く。) (9) 法別表第2(に)の項第2号に掲げるもの(令第130条の6で定めるもの若しくは農林業関係の処理又は加工に必要な施設のうち規則で定めるものを除く。)

建築基準法 抜粋

別表第二 用途地域等内の建築物の制限

(に)	第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物	二 工場(政令で定めるものを除く。)
(と)	準住居地域内に建築してはならない建築物	三 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場 (二の二) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造 (四の四) 糖衣機を使用する製品の製造

建築基準法施行令 抜粋

(第二種中高層住居専用地域内に建築することができる工場)

第130条の6 法別表第2(に)項第2号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第4項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める工場は、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(同表(と)項第3号(2の2)又は(4の4)に該当するものを除く。)で、作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)とする。